

幼児教育・保育の費用の無償化に伴う 就学前の発達支援の取扱いについて (Vol.2)

令和元年（2019年）9月25日

豊中市こども未来部こども相談課発達支援係



第1 無償化に係る経過について

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、消費税率引き上げの時期に合わせて令和元年（2019 年）10 月から、3 歳から 5 歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用の無償化に併せて、就学前の障害児の発達支援に係る費用を無償化することとされました。

さらに、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成 30 年 12 月 28 日閣議決定）においては、放課後等デイサービスを除く全ての障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業）並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する方針が示されました。

これらを受け、児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 20 号）並びに児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省省令第 9 号）が令和元年 6 月 5 日公布されました。（令和元年 10 月 1 日施行。一部公布日施行。）

第2 無償化の対象について

1. 対象サービス

○児童発達支援

○医療型児童発達支援

○居宅訪問型児童発達支援

○保育所等訪問支援

○福祉型障害児入所施設（都道府県・指定都市）

○医療型障害児入所施設（都道府県・指定都市）

※幼稚園、保育所、認定こども園等と上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象

※放課後等デイサービスは対象外

2. 対象となる子ども（無償化対象通所児童）

○無償化の対象となる期間：満3歳になって初めての4月1日から3年間

（3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始→小学校就学で終了）

※約450人が対象（推計・市外事業所の利用者を含む。）

【対象者の例】

- ・（令和元年（2019年）10月1日～令和2年（2020年）3月31日の無償化対象通所児童）
→誕生日：平成25年（2013年）4月2日から平成28年（2016年）4月1日までの児童
 - ・（令和2年（2020年）4月1日～令和3年（2021年）3月31日の無償化対象通所児童）
→誕生日：平成26年（2014年）4月2日から平成29年（2017年）4月1日までの児童
- <例> ・誕生日が平成28年（2016年）9月30日の場合
：無償化対象は、令和2年（2021年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日
- ・誕生日が平成29年（2017年）4月2日の場合
：無償化対象は、令和3年（2022年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

○経過措置：無償化対象通所児童の対象サービスの費用の無償化は、令和元年（2019年）10月1日以後に行われる対象サービスについて適用し、同日前に行われた対象サービスについては、従前の例（現行どおり）による。

3. 対象となる費用

○通所給付決定保護者が無償化対象通所児童を養育している場合の障害児通所支援に係る月額の利用者負担額

【考え方】

- ・無償化対象通所児童のみを養育する保護者→月額の利用者負担額0円
- ・無償化後も多子軽減について、対象児童等の制度変更はなし
多子軽減対象児童が無償化対象児童となる場合は、0/100で月額の利用者負担額を算定
※別紙資料「多子軽減のイメージ」参照
多子軽減の対象となるかについて、当該世帯の児童数の積算には無償化対象児童も算入
多子軽減により軽減される利用者負担額（10/100→5/100又は0/100）の決定の際も無償化対象児童を含めて第〇子

か判断

- ・月額の利用者負担額以外の費用（医療費、食費等の実費負担）は対象外

○（参考）高額障害児通所給付費算定基準額等

- ・算定基準額：現行どおりであり考え方は変更なし
- ・利用者負担世帯合算額：無償化の対象サービスに係る利用者負担は「0円」として算定

<例> **現行** 算定基準額：4,600円 利用者負担世帯合算額：9,200円

※利用者負担世帯合算額内訳 ①障害福祉サービス利用者負担：4,600円

②児童発達支援利用者負担：4,600円

①' 高額障害福祉サービス等給付費

$\{(9,200\text{円}-4,600\text{円}) / (4,600\text{円}+4,600\text{円})\} \times 4,600\text{円}$
=2,300円（償還額）

②' 高額障害児通所給付費

$\{(9,200\text{円}-4,600\text{円}) / (4,600\text{円}+4,600\text{円})\} \times 4,600\text{円}$
=2,300円（償還額）

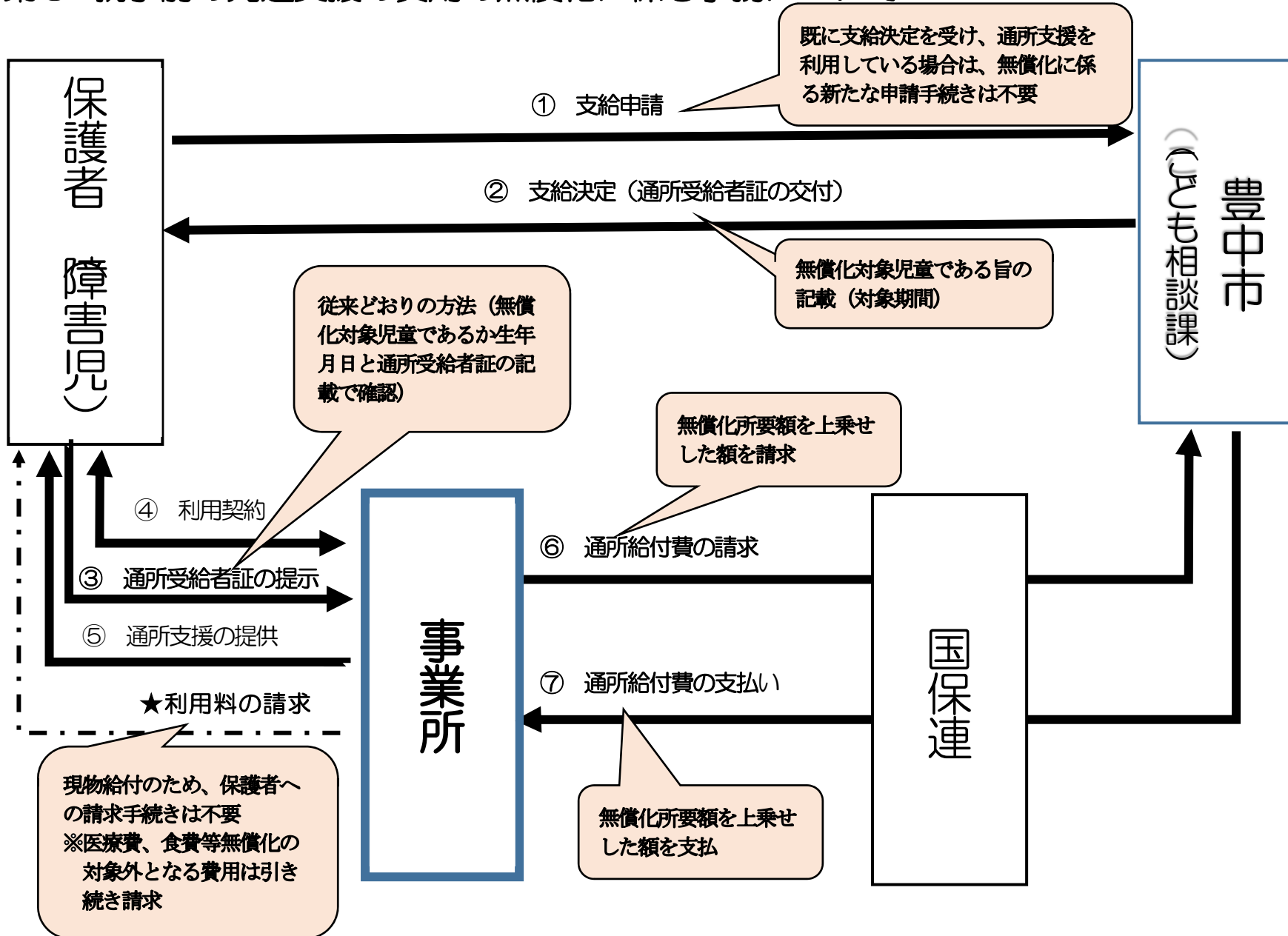
無償化後 算定基準額：4,600円 利用者負担世帯合算額：4,600円

※利用者負担世帯合算額内訳 ①障害福祉サービス利用者負担：4,600円

②児童発達支援利用者負担：0円（無償化対象）

算定基準額＝利用者負担世帯合算額となるため、高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費の対象とはならない。

第3 就学前の発達支援の費用の無償化に係る事務について



1. 事務に係る基本的な考え方

○現行の障害児通所支援給付費の仕組みを活用した事務フローを想定

○通所受給者証への記載等他市町村在住の無償化対象通所児童に係る事務の取扱いは、異なる場合あり

※詳細は支給決定を行う市町村（通所受給者証発行市町村）へお問い合わせください。

2. 無償化に係る事務について

①支給申請

保護者（障害児）

○既に支給決定を受け、通所支援を利用している場合は、無償化に係る新たな手続きは不要

○今後、新規申請を含めて無償化の対象となる場合は、支給申請と一体での「利用者負担減額・免除等申請」による手続きが必要

・決定年月日ー令和元年10月1日以降の新規申請、更新申請、変更申請については支給申請必要

※現行の利用者負担に係る手続きと同様

②支給決定（受給者証の交付）

豊中市（こども相談課）

○保護者に対し、障害児通所給付費支給決定・通所受給者証の交付

- ・無償化対象サービスの支給決定の有効期間が無償化の対象期間と重なる場合に通所受給者証に無償化対象通所児童である旨と対象期間（支給決定の有効期間に関わらず、当該児童の無償化対象となる期間（最長3年間））を記載

※利用者負担上限月額が0円（生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯）である場合にも無償化対象通所児童である旨と対象期間を記載

- ・決定通知書及び通所受給者証に記載の利用者負担上限月額は「0円」でなく、所得区分（市町村民税所得割額）に応じた本来の利用者負担上限月額を記載し、通所受給者証には無償化対象児童であることと対象期間を付記（「特記事項欄」に記載）

＜通所受給者証の記載＞

無償化対象児童（対象期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）

- ・多子軽減及び無償化の双方対象通所児童である場合、通所受給者証には双方を記載
- 既に支給決定を受け、通所支援を利用している児童（満3歳から就学前の児童）については、令和元年（2019年）9月下旬に保護者あて「新・通所受給者証」を郵送（予定）※豊中市での取扱い
 - ・「新・通所受給者証」に記載の対象期間は、無償化対象通所児童の誕生日によって異なりますので、令和元年（2019年）10月1日からとは限りません。
 - ※無償化の対象期間は満3歳になって初めての4月1日から3年間（未来の日付となる期間の場合もあります。）
 - ・申請によるものでないため決定通知書の送付はありません。
 - ・無償化に係るお知らせチラシを同封予定
- 今後、新規申請等で無償化の対象となる場合（更新申請の場合は満3歳となった時）は、通所受給者証に無償化対象通所児童である旨と対象期間を順次記載
 - ・決定年月日ー令和元年10月1日以降の新規申請、更新申請、変更申請による支給決定
 - ・現行の支給決定と同様に「決定通知書」と「通所受給者証」を送付
 - ・支給決定期間に関わらず無償化対象児童である旨と対象期間を記載
 - ※対象期間は支給決定期間の始期とは一致するとは限りません。（満3歳になって初めての4月1日から3年間であるため）

③受給者証の提示

- | | |
|----------|--|
| 保護者（障害児） | ○豊中市から交付を受けた通所受給者証を利用（契約）事業所へ提示 |
| 事業所 | ○基本的には保護者から提示を受けた通所受給者証により無償化対象通所児童であると確認。
○対象児童の生年月日で無償化対象通所児童であると確認。
※本資料第2ー2. 対象となる子ども（無償化対象通所児童）を参照
※支給決定期間と無償化の対象期間は必ずしも一致しないため注意してください。 |

<参考>国の通知等による受給者証等の事務の取扱い（要旨）

- 今般の就学前の障害児の発達支援の費用の無償化は、利用者負担上限月額を一律に変更するものであることを踏まえ、通知及び受給者証への無償化対象児童である旨の記載は不要とされ、受給者証の更新の際に順次記載することで差し支えないとされている。
- 令和元年（2019年）10月時点で受給者証の印字のない無償化対象通所児童については、受給者証の更新までの間、事業所が給付費を請求する際、児童の生年月日により無償化の対象児童が確認し、請求を行うことを想定している。
- なお、市町村の判断により、更新時期を待たずに一斉に印字を行うなど、市町村により印字時期の取扱いが異なることも考えられることから、事業者の事務に混乱をきたさないよう、受給者証の印字の実施時期等については、あらかじめ管内事業者等に対し、適切に周知するようにとされている。

(④利用契約)

(⑤通所支援の提供)

★利用料の請求

- 事業所 ○無償化に係る費用の支払い方法は現物給付であるため、保護者（障害児）への請求は不要
○医療費、食費等無償化の対象外となる費用は引き続き請求

⑥通所給付費の請求

- 事業所 ○無償化所要額（利用者負担額）を上乗せした通所給付費を国保連（→豊中市）へ請求
○国保連への請求：請求明細書の「利用者負担上限月額①」の欄には、無償化対象通所児童に係る請求の場合であっても無償化対象期間外と同様に市町村民税額に基づく利用者負担上限月額を記載し、「利用者負担額②」の項目には「0」円を記載
※国保連・豊中市による審査あり
「利用者負担上限月額①」欄の不一致（誤って「0円」と記載）→『警告（重度）』
「利用者負担額②」の欄に無償化を適用しない場合の金額を入力→『エラー』
○無償化対象通所児童に係る請求において、無償化対象通所児童ではないものとして請求を行う等、誤った請求を行った場合、受給者台帳と請求情報との突合結果によりエラーが発生し、再度請求が必要
○無償化対象通所児童の利用者負担上限額管理：利用者負担上限額管理が必要となる児童は、支給決定障害児のうち支給決定時に利用者負担額が利用者負担上限月額を超える可能性があるものとして市が認定したもので、同一月において複数事業所を利用の場合であり、無償化対象通所児童はこの要件にあてはまらないことから、利用者負担上限額管理は不要であり、利用者負担上限額管理加算も対象外
※利用者負担上限月額管理の必要がない無償化対象期間中についても廃止手続きは不要
通所受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄が「有」のままでも差し支えない
※誤って無償化対象通所児童に係る利用者負担上限額管理加算を請求→『警告（重度）』

国保連・豊中市（こども相談課）

○請求審査：市にて障害児の受給者台帳に無償化の対象者情報を登録し、国保連において当該台帳を参照し、無償化対象者であるかの可否の判断

⑦通所給付費の支払

（豊中市（こども相談課）→）国保連

○無償化所要額（利用者負担額）を上乗せした通所給付費を事業所へ支払

第4 無償化に係る周知について（予定）

1. 豊中市における周知

①市民への周知

○「幼児教育・保育の費用の無償化」全般（就学前の発達支援の費用の無償化を含む。）について

- ・7月30日頃：「広報とよなか8月号」と同時に制度についてのお知らせ（チラシ）を全戸配布
- ・8月：市ホームページに別紙お知らせチラシ（※）を掲載

（※：「令和元年10月1日から 3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されます」）

②保護者（障害児）への周知

○既に支給決定を受け、通所支援を利用中の無償化対象通所児童（満3歳から就学前までの児童。令和元年（2019年）10月1日支給決定更新を除く。）

- ・本資料第3-2-②により「新・通所受給者証」の郵送の際、別紙お知らせチラシ（※）を同封

○令和元年（2019年）10月1日付以降の支給決定更新による「通所受給者証」郵送の際、別紙お知らせチラシ（※）を同封

③対象サービスの事業所等への周知

○市内指定事業所説明会 令和元年（2019年）7月8日（月）

事業所利用者（保護者）へのお知らせ用の別紙お知らせチラシ（※）配布

○市関係課（障害福祉課等）などでの窓口等での別紙お知らせチラシ（※）の配架

2. 事業所における周知

○市から配布の別紙お知らせチラシ（※）の配架等

※令和元年（2019年）7月30日（火）から

○利用中の無償化対象児童（保護者）への説明等

○必要に応じて各事業所パンフレット・しおり・重要事項説明書への追記等